

S.S.C.Roberto

規約

第1条(名称)

本クラブは、法人名を一般社団法人ロベルトスポーツクラブと称する。

またクラブ名を S.S.C Roberto (以下本クラブ) と称する。

S.S.C・・・Street Soccer Club の略である。

第2条(所在地)

本クラブは、所在、事務所を大阪市淀川区野中北 1-10-22 に置く。

第3条(目的)

本クラブは、サッカーを通じて少年、少女の健全な育成を図り、地域社会の振興に寄与することを目的とする。

第4条(構成)

本クラブは、U-6(年長)~U12(小学6年生)のカテゴリで構成される。

第5条(入会資格)

(1)本クラブの目的に賛同し、本規約に同意及び誓約並びに遵守できるものであること。

(2)スポーツを行うに適した健康状態であるもの。

(3)未成年者を対象とする為、親権者の許可を条件とする。

第6条(入会手続)

(1)本クラブに入会を希望するものは、所定の手続き(入会申込書及び同意書・誓約書に必要事項を記入捺印)に従い本クラブに申し込むものとする。

(2)所定の手続きを終え、本クラブが入会を認めた者は、別途定める練習日から本クラブに参加することができる。

第7条(会費等)

本クラブに入会する者は、別途定めるところにより所定の会費等を納入するものとする。

第8条(会費等の不返還)

一旦、入金した会費等は、入会不許可の場合を除き、理由の如何を問わず返還しない。

第9条(練習日及び時間)

(1)本クラブの練習日、時間及び週末の試合については、クラブが定めたスケジュールによる。

(2)やむを得ない事情が発生した場合は、定められた練習日、試合日、時間等を変更または中止することがある。その場合は、事前に通知する。

第10条(休会)

本クラブの休会(引き続き1ヵ月以上2ヵ月以下休む場合をいう)を希望するクラブ生は、前月25日までに届け出なければならない。ただし、怪我などの理由である場合は、2ヵ月以上の期間を延長できるものとする。休会中の会費については、別紙に記載。

第11条(退会)

(1)退会を希望するクラブ生は、退会希望月の前月25日までに所定の方法によりその旨を届け出なければならない。

S.S.C.Roberto

規約

(2)退会后、再入会する場合は、再度、入会金及び年会費、月会費を支払わなければならない。

第 12 条(クラブ生の変更事項)

クラブ生は、住所、連絡先等、入会手続きの際の記載事項に変更があった場合には、所定の方法により速やかにその旨、届け出なければならない。

第 13 条(除名)

本規約に違反する等、本クラブ生としてふさわしくないと認めた者に対し、本クラブは退会させることができる。

第 14 条(事故の責任)

クラブ生は、本クラブが行い、あるいは参加する練習、試合及び合宿並びにこれらに付随する活動においては、当該施設利用に関する諸規定及び施設管理者並びにスタッフの指示に従い、自己の責任において行動するものとし、これに違背して盗難、傷害その他事故が起こっても、当該施設、本クラブ及びスタッフに対し、一切の損害賠償を請求しないものとする。

第 15 条(保険)

クラブ生は本クラブが指定するスポーツ安全保険に必ず加入するものとする。

第 16 条(負傷時の処置)

クラブ生が練習、試合及び合宿ならびにこれらに付随する活動において負傷した場合には本クラブが応急処置を施します。ただしその後の治療、入院、通院等については各家庭で責任を持って行うものとし、本クラブは一切責任を負わないものとする。

第 17 条(休校・閉鎖)

天災地変、社会情勢の変化、その他通常クラブ運営を継続することが困難となる事由が生じた場合は、本クラブを休校、もしくは閉鎖することがある。

第 18 条(個人情報の取り扱い)

本クラブは、個々人の情報、プライバシーに関して厳正に取り扱う。

第 19 条(細則)

本規約に定めのない事項及び運営上必要な細則は本クラブが別に定める。

第 20 条(発効)

本規約は 2017 年 4 月 1 日より発効するものとします。

第 21 条(改定)

2019 年 1 月 11 日、第 1 条、第 2 条改定。当日より発効。